

○伊奈町小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

平成元年3月29日

要綱第1号

改正 平成3年3月22日要綱第7号

平成5年3月24日要綱第2号

平成5年9月24日要綱第14号

平成10年8月27日要綱第9号

平成16年3月26日要綱第2号

平成17年3月31日要綱第7号

平成18年3月30日要綱第2号

平成23年3月24日要綱第4号

平成23年5月17日要綱第23号

平成24年3月27日要綱第1号

平成28年4月20日要綱第35号

平成29年5月19日要綱第23号

平成30年3月28日要綱第7号

平成30年5月15日要綱第16号

平成31年3月14日要綱第4号

令和2年3月18日要綱第7号

令和3年3月30日要綱第7号

令和4年3月7日要綱第15号

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活排水による公共用水域の水質汚濁の防止並びに生活環境及び公衆衛生の向上を図るため、既設のくみ取り便槽又は既存単独浄化槽から小型合併処理浄化槽に転換するものに対し、補助金を交付することについて、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽をいう。

(2) 小型合併処理浄化槽 次に掲げる全ての要件を満たす浄化槽をいう。

ア し尿と雑排水を併せて処理する10人槽以下のもの

イ 生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率90%以上、放流水のBOD20mg/l（日間平均値）以下の機能を有するもの

ウ 合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助金指針（平成4年10月30日付け衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知）に適合するもの

エ 一般社団法人浄化槽システム協会が作成する環境配慮型浄化槽適合種類・仕様等一覧表に掲載されているもの

(3) くみ取り便槽 し尿を便槽に貯留し、定期的にこれにくみ取って処分する方式の便槽（泡や少量の水を使用する簡易水洗便所で定期的にくみ取りをする方式の便槽を含む。）をいう。

(4) 既存単独浄化槽 浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）附則第2条に規定する既存単独処理浄化槽をいう。

(5) 転換 既設のくみ取り便槽又は既存単独浄化槽を小型合併処理浄化槽に入れ替えることをいう。

(6) 専用住宅 専ら居住の用に供する建物又は延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供する建物をいう。

(補助対象区域)

第3条 補助対象区域は、次のいずれかに該当する区域とする。

- (1) 伊奈町生活排水処理基本計画で定めた浄化槽整備区域
- (2) 前号に規定する区域外で、下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の規定による下水道の事業計画を定めていない市街化区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第2項に規定する区域をいう。）

(補助金の交付)

第4条 町長は補助対象区域内において、専用住宅に小型合併処理浄化槽を設置する者に対して予算の範囲内で補助金を交付する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

- (1) 浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出の審査を受けずに、転換を行う者
- (2) 建築基準法第6条第1項に基づく確認申請を要する建築物の新築、増築又は改築に伴い、転換する者。ただし専用住宅部分の増築に伴い、転換を行うとき（別棟を建築し、その別棟に設置する小型合併浄化槽を除く。）は、除く。
- (3) 宅地建物取引業（宅地若しくは建物（建物の一部を含む。以下同じ。）の売買若しくは交換又は宅地若しくは建物の売買、交換若しくは貸借の代理若しくは媒介をする行為で業として行う者）を営むすべての者
- (4) 浄化槽を設置する建築物の敷地及び建築物等に法令の違反がある者
- (5) 専用住宅を借りている者で、所有者の承諾が得られないもの
- (6) 補助金の交付年度の前年度以前に補助金を利用して浄化槽を設置した者
- (7) 町税等を滞納している者

(補助金の額)

第5条 小型合併処理浄化槽の補助金の額は、設置に要する費用（本体及び本体設置工事費）に相当する額とし、別表の第1欄に掲げる区分につき、それぞれ、同表の第2欄に定める額を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合における補助金の額は、それぞれ当該に掲げる額を前項の規定により算出された額に加えた額とする。ただし、第1号及び第2号に掲げる場合のいずれにも該当する場合は、当該に掲げる額のいずれか高い額を加えるものとする。

(1) 既設のくみ取り便槽又は既存単独浄化槽の処分費が発生する場合 小型合併処理浄化槽を設置するに当たり、既設のくみ取り便槽又は既存単独浄化槽を掘り起こし、完全に除去する費用（清掃、消毒、汚泥処理、撤去、収集運搬、中間処理及び最終処分）の額に相当する額（当該額は、9万円を限度とする。）

(2) 既設のくみ取り便槽又は既存単独浄化槽からの転換に係る配管費が発生する場合 生活排水を浄化槽に流入させるための管及び浄化槽で処理した水を公共用水域に放流させるために必要な管の設置に要する費用（放流ポンプ槽の設置費、土質悪化板工事費を含む。）の額に相当する額（当該額は、8万円を限度とする。）

3 前2項に規定する補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、それぞれその端数を切り捨てるものとする。

(公開抽選等)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、町長が別に定める期間内に、伊奈町小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金抽選参加申込書（第1号様式）に浄化槽法第5条第1項に規定する届出書の写しを添えて申し込むものとする。

2 前項の規定による申込みにおいて、別表の第1欄に掲げる人槽区分ご

との補助金交付申請予定額（以下この条において「補助金交付申請予定額」という。）が予算の範囲を超えるときは、町長は、公開抽選の方式により、次条に規定する補助金交付申請に係る順位を決定し、当選又は落選について抽選結果通知書（第2号様式）により前項の申込みをした者（以下この条において「申込者」という。）に通知するものとする。

- 3 補助金交付申請予定額が予算の範囲を超えない場合における申込者は、前項の規定による公開抽選の当選者とみなす。
- 4 第2項の規定による公開抽選の当選者及び前項の規定により当選者とみなされた者（以下「当選者」という。）は、次条に規定する補助金交付申請をすることができる。
- 5 当選者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該者の当選を無効とする。
 - (1) 第4条第2項各号に掲げる者であることが判明した場合
 - (2) 町長が別に定める期限までに次条に規定する補助金交付申請をしない場合
 - (3) 不正の行為により当選者となったことが判明した場合
- 6 当選者が次条に規定する補助金交付申請を辞退したとき又は前項の規定により当選が無効となったときは、町長は、第2項の抽選による申請の順位に従い再度当選者を決定するものとする。
- 7 町長は、災害その他特別の事情により抽選を執行することが困難であると認めるときは、当該抽選を延期し、若しくは中止し、又は取り消すことができる。この場合において、申込者が損失を受けても、町は補償の責めを負わない。
- 8 第1項の期間内に補助金交付申請予定額が予算の範囲を超えなかったときは、前各項の規定にかかわらず、第1項の規定による申込みをしていない者であって補助金の交付を受けようとするものは、町長が別に定

める期日から次条に規定する補助金交付申請をすることができるものとする。この場合において、当該申請は、先着順により受け付けるものとする。

(補助金交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする当選者及び前条第8項に規定する者は、あらかじめ補助金交付申請書(第3号様式)に次の各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し及び浄化槽に関する調書の写し
- (2) 案内図、配置図及び浄化槽の見取図(浄化槽の形状、大きさ、構造がわかるもの)
- (3) 見積書
- (4) 登録証及び登録浄化槽管理票(C票)
- (5) 浄化槽機能保証登録証
- (6) 浄化槽整備士免状の写し
- (7) 浄化槽に係る型式適合認定書
- (8) 浄化槽法定検査(浄化槽法第7条及び同法第11条に基づく検査)の手数料払込書兼受領証の写し
- (9) 既存単独浄化槽又は既設のくみ取り便槽の写真
- (10) 浄化槽法定検査(浄化槽法第11条に規定する検査)に関する誓約書(第4号様式)
- (11) 同意書(第5号様式)
- (12) 所有者の承諾書(第6号様式)(土地又は専用住宅を借りている者に限る。)
- (13) その他町長が必要と認める書類
(交付の決定及び通知書類)

第8条 町長は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査して補助金の交付の可否を決定することとする。

2 町長は、前項の規定により、補助金を交付すると決定した者に対しては補助金交付決定通知書（第7号様式）、交付しないと決定した者に対しては、補助金不交付通知書（第8号様式）によりそれぞれ通知する。
（変更承認申請書）

第9条 前条第2項の規定により補助金交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、前条第2項の補助金交付決定通知書を受けたのち、補助金申請内容を変更する場合又は補助事業を中止、若しくは廃止しようとするときは変更承認申請書（第9号様式）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

（実績報告）

第10条 補助対象者は、補助金に係る事業完了後1か月以内又は補助金交付に係る当該年度の2月末日のいずれか早い日までに、実績報告書（第10号様式）に次の書類を添付して町長に提出しなければならない。

- （1） 浄化槽法定検査（浄化槽法第7条及び同法第11条に基づく検査）の手数料払込書兼受領証の写し
- （2） 浄化槽保守点検業者との業務委託契約書の写し
- （3） 設置に要した費用の請求書及び領収書の写し（処分費又は配管費を申請した者は、処分費又は配管費に要した費用に係る領収書及びその内訳書の写し）
- （4） 工事の経過写真
- （5） 処分費を申請した者は、既存単独浄化槽又は既設のくみ取り便槽の清掃（消毒及び汚泥処理を含む。）の写真、撤去物及び撤去後の埋め戻し前の写真並びに産業廃棄物管理票（マニフェストE票）の写し
- （6） その他町長が必要と認める書類

(交付額の確定)

第11条 町長は、前条の規定による提出された実績報告書を審査し、施行現場の確認を行い補助金の交付決定内容に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し補助金交付額確定通知書（第11号様式）により速やかに補助対象者に通知する。

(補助金の請求)

第12条 町長は、前条の規定による補助金の交付額の確定後、補助金交付請求書（第12号様式）による請求に基づき、補助金を交付する。

(補助金交付の取り消し)

第13条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により補助金を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第14条 町長は、補助金の交付を取り消した場合、当該取り消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成3年要綱第7号）

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成5年要綱第2号）

- 1 この要綱は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の要綱第4条第1項の改正規定は、平成5年5月31日までに工事完了のものについては、なお従前の例による。

附 則（平成5年要綱第14号）

- 1 この要綱は、平成5年10月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の要綱の規定は、平成5年10月1日以後の事業について適用し、平成5年9月30日までに完了する事業に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成10年要綱第9号）

この要綱は、平成10年9月1日から施行する。

附 則（平成16年要綱第2号）

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年要綱第7号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の伊奈町小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後の申請があったものについて適用し、施行日前に事業完了のものについては、なお従前の例による。

附 則（平成18年要綱第2号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の伊奈町小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日（以下この項において「施行日」という。）

以後の申請があったものについて適用し、施行日前に事業完了のものについては、なお従前の例による。

附 則（平成 2 3 年要綱第 4 号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の伊奈町小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後の申請があったものについて適用し、施行日前に事業完了のものについては、なお従前の例による。

附 則（平成 2 3 年要綱第 2 3 号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、公布の日から施行し、改正後の伊奈町小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定は、平成 2 3 年 4 月 1 日から適用する。

（経過措置）

- 2 改正後の伊奈町小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定は、平成 2 3 年 4 月 1 日以後の申請があったものについて適用し、平成 2 3 年 4 月 1 日前に事業完了のものについては、なお従前の例による。

附 則（平成 2 4 年要綱第 1 号）

この要綱は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 8 年要綱第 3 5 号）

この要綱は、公布の日から施行し、この要綱による改正後の伊奈町小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定は、平成 2 8 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 2 9 年要綱第 2 3 号）

この要綱は、公布の日から施行し、この要綱による改正後の伊奈町小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定は、平成29年4月1日から適用する。

附 則（平成30年要綱第7号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年要綱第16号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年要綱第4号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年要綱第7号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年要綱第7号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の伊奈町小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の様式による用紙で、現に残存するのは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和3年要綱第38号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の伊奈町小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の様式による用紙で、現に残存するのは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和 年要綱第 号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

1 人槽区分	2 限度額
5人槽	332,000円
6～7人槽	414,000円
8～10人槽	548,000円

第1号様式（第6条関係）

伊奈町小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金抽選参加申込書

年 月 日

(宛先)

伊奈町長

住 所
フリガナ
氏 名
電話番号

伊奈町小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金の交付を受けたいので、伊奈町小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申し込みます。

記

希望人槽 人槽

受付年月日	整理番号	抽選番号	抽選結果
※	※	※	※

※印の欄は記入しないで下さい。

添付書類

浄化槽法第5条第1項に規定する浄化槽設置の届出書の写し

第2号様式（第6条関係）

抽選結果通知書

発第 号
年 月 日

様

伊奈町長 印

申し込みのあった伊奈町小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金の抽選の結果について、下記のとおり通知します。

記

- 1 抽選の結果 当選 落選（補欠順位 位）
- 2 当選の場合、 年 月 日までに申請書類を整え、補助金交付申請をしてください。なお、期限を過ぎても申請がない場合は、当選が無効になります。
- 3 落選の場合、当選者が辞退又は当選が無効となった際は繰上げ当選となる場合があります。繰上げになった場合には、担当より連絡いたします。

第3号様式(第7条関係)

補助金交付申請書

年 月 日

(宛先)
伊奈町長

住 所
氏 名
電話番号

印

※本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

年度において小型合併処理浄化槽を設置したいので、伊奈町小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

申請金額	金 円		
設置場所	伊奈町		
建築物の用途		敷地面積	m ²
		建築面積	m ²
		延べ床面積	m ²
住宅等所有者	1 本人 2 共有(人) 3 その他()		
施工業者名			
設置費	金 円		
浄化槽の型式 及び人槽	名称		
	型式		人槽
工期	年 月 日 ~ 年 月 日		

第4号様式（第7条関係）

浄化槽法定検査（法第11条に規定する検査）に関する誓約書

年 月 日

（宛先）

伊奈町長

このたび設置した浄化槽について、浄化槽法第11条で定める毎年1回行う定期検査を受検することを誓約します。

住 所

氏 名 印

※本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

第5号様式（第7条関係）

同意書

年 月 日

（宛先）

伊奈町長

住 所

氏 名

電話番号

※本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

伊奈町小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金の交付を申請するにあたり、住所、納税状況等を確認することに同意します。

第6号様式(第7条関係)

承 諾 書

年 月 日

(宛先)

伊奈町長

所有者(土地・住宅) 住 所
氏 名
電話番号

※本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

所有者(土地・住宅) 住 所
氏 名
電話番号

※本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

私の所有する土地及び住宅にかかる小型合併処理浄化槽及び排水設備について、下記の者が設置することを承諾します。

記

1 設置場所

住 所

2 使用者住所氏名

住 所

氏 名

第7号様式(第8条関係)

補助金交付決定通知書

発第 号
年 月 日

様

伊奈町長 印

年 月 日付けで申請のあった小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金
については、下記により交付する。

記

- 1 交付金額 金 円
- 2 交付条件

第8号様式(第8条関係)

補助金不交付通知書

発第 号
年 月 日

様

伊奈町長 印

年 月 日付けで申請のあった小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金
については、下記の理由により不交付とする。

記

理 由

第9号様式（第9条関係）

変 更 承 認 申 請 書

年 月 日

(宛先)

伊奈町長

住 所

氏 名

電話番号

年 月 日付けで交付決定を受けた小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金について、申請内容を下記のとおり変更したいので申請します。

記

変更内容

変更理由

第10号様式(第10条関係)

実績報告書

年 月 日

(宛先)
伊奈町長

住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付で交付決定の通知を受けた小型合併処理浄化槽設置事業
が完了したので、下記のとおり報告します。

記

1 補助金交付決定額	金 円
2 事業完了年月日	年 月 日

第11号様式(第11条関係)

補助金交付額確定通知書

発第 号

年 月 日

様

伊奈町長 印

年 月 日付けで報告のあった小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金
については、下記のとおりその額を確定したので通知する。

記

確定金額 金 _____ 円

第12号様式(第12条関係)

補助金交付請求書

請求金額 金 円

年 月 日付け 発第 号で額の確定のあった小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金を、上記のとおり請求する。

年 月 日

(宛先)

伊奈町長

住所

氏名

印

補助金振込先 金融機関	金融機関名		口座番号	普通・当座
	(ふりがな) 口座名義		No. _____	

第 1 号様式 (第 6 条関係)

第 2 号様式 (第 6 条関係)

第 3 号様式 (第 7 条関係)

第 4 号様式 (第 7 条関係)

第 5 号様式 (第 7 条関係)

第 6 号様式 (第 7 条関係)

第 7 号様式 (第 8 条関係)

第 8 号様式 (第 8 条関係)

第 9 号様式 (第 9 条関係)

第 1 0 号様式 (第 1 0 条関係)

第 1 1 号様式 (第 1 1 条関係)

第 1 2 号様式 (第 1 2 条関係)